

浦添市 市民菜園の利用条件及び禁止行為

浦添市では土地所有者と使用貸借契約を結び、市民菜園として市民の方へ提供しております。近隣住民や利用者間でのトラブルを防ぐため、利用条件や禁止行為について定めております。管理規程とあわせて確認し、利用のほうお願いいたします。
(市民菜園は市有地ではなく、個人の私有地をお借りしています。)

利用条件

○利用期間は、最長3年(更新2回まで)

ただし、浦添市と土地所有者との間で土地使用貸借契約が解除された場合、市民菜園管理規程条項を守らなかった場合は菜園利用者へ返還願いをを行っています。また、利用開始日によっては実質利用期間が短くなることもあります。

○割り当てられた区画内を管理し、常に良好な状態に管理できる者

○返却時には草刈り、育成した植物・設置した器具などは撤去し、更地状態に原状回復すること

禁止行為

以下の項目は、最近寄せられる意見の中で、特に件数が多いものです。

○菜園敷地外へ駐車は禁止です

菜園により駐車場の有無が異なります。路上や空き地又は近隣店舗などへの無断駐車は、周辺住民等への迷惑となり、事故の原因にもなりますので禁止です。

○指定された区画、共有区画の管理(特に雑草の草刈り)を怠らないようにしましょう

特に春から夏にかけて、管理を怠ると雑草が人の背丈ほども伸びます。他の区画の利用者や周辺住民の迷惑となりますので、適切な管理をしてください。また、共有地(通路・駐車場など)の草刈は利用者みなさまのほうでお願いします。

○悪臭を放つ肥料を使用禁止です

市民菜園は密集した住宅地にありますので、近隣住民の方に迷惑がかからぬよう、悪臭防止対策をお願いします。なお、生ごみは分解の段階で悪臭を放ちますので使用禁止です。また、古畳は有害物質を含んでいるため、分解し肥料等に使用することは禁じられています。(農林水産省発表)

○規定サイズを超えた雨水貯留タンクを設置してはいけません

ドラム缶等は児童の転落事故防止のため、設置することは禁止です。また、風呂おけ・バスタブなどは例外なしに設置禁止です。貯留タンクについて例外的に幅、奥行き及び高さが50cm以内であれば設置可能です。その際にはボウフラ及び蚊発生防止のため防蚊網などで覆うなどの措置をしてください。利用許可の受けた区画内へ設置を行い、通路などには設置せず、転倒しないように留意してください。

○廃物、汚物又は資材等(特にトタン)の持込みをしてはいけません

市民菜園内へ空き瓶、ペットボトル、トタン及び木材を持ち込む方がいます。台風時には吹き飛ばされる可能性もあり、環境衛生上問題がありますのでご遠慮ください。

その他の禁止行為

○営利を目的として作物を栽培の禁止 ○野菜又は草木の栽培以外への利用禁止

○樹木及び果樹(パイナップル・バナナ)の栽培禁止 ○工作物を設置の禁止

○殺虫剤、除草剤等の農薬を使用禁止

なお、利用条件や禁止行為について違反があった場合は利用者へ指導を行います。指導に従わない場合は利用許可を取り消すこともございます。